

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの平均年齢、職員数、平均給与月額等

区 分	公 務 員 (平成19年4月1日現在)				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
東京都	47.0 歳	2,167 人	330,732 円	429,065 円	394,189 円
うち清掃職員	47.8 歳	47 人	382,481 円	519,084 円	459,836 円
うち用務員	48.7 歳	749 人	309,803 円	396,687 円	367,948 円
うち自動車運転手	51.0 歳	72 人	370,044 円	492,278 円	442,778 円
うち守衛	46.3 歳	79 人	334,614 円	445,239 円	403,889 円
うち電話交換手	45.8 歳	70 人	323,173 円	398,140 円	370,819 円
その他の技能労務職員	45.8 歳	1,150 人	339,980 円	443,287 円	406,311 円
バス事業運転手	43.9 歳	1,876 人	306,682 円	500,139 円	374,667 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	—	320,514 円
都道府県平均	47.9 歳	575 人	338,849 円	393,549 円	371,181 円

対応する民間の 類似職種	民 間	
	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理従業員	43.3 歳	299,800 円 ※
用務員	53.9 歳	227,200 円 ※
自家用自動車運転者	58.0 歳	342,800 円
守衛	60.7 歳	316,900 円
営業用バス運転者	41.5 歳	416,400 円 ※

※ 平均給与月額は、給料月額のほか、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当など、月ごとに支払うこととされている全ての諸手当を含む。

※ 平均給与月額(国ベース)は、諸手当を国ベースに合わせて算出した額

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されている都内データを使用(平成16～18年の3ヶ年平均)

※ 営業用バス運転者の平均給与月額は、年間賞与を12で除した額を加えた数値

※ 賃金構造基本統計基本調査において都内データが公表されていない清掃職員及び用務員については、全国平均を使用

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態の点において完全に一致しているものではない。

※ その他の技能労務職員には、海技職員、自動車整備員、設備管理職員、食肉処理員、施設調理員等がある。

(2) 職種ごとの年齢別の平均給与月額、人数

(単位:千円・十人・歳)

	清掃職員		用務員		自動車運転手		守衛	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～ 17	—	—	—	—	—	—	—	—
18 ～ 19	—	—	—	—	—	—	—	—
20 ～ 24	—	—	—	—	—	—	—	—
25 ～ 29	—	—	249.8	(5人未満)	—	—	*	(5人未満)
30 ～ 34	—	—	290.6	4	—	—	358.1	1
35 ～ 39	—	—	337.2	9	413.3	1	394.6	1
40 ～ 44	—	—	360.1	11	456.3	1	425.5	2
45 ～ 49	—	—	379.0	14	491.2	1	446.6	1
50 ～ 54	511.7	1	414.7	18	513.5	1	512.6	1
55 ～ 59	521.9	3	464.0	19	516.7	3	512.0	2
60 ～ 64	—	—	—	—	—	—	—	—
65 ～	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	519.1	5	396.7	75	492.3	7	445.2	8
平均年齢	47.8		48.7		51.0		46.3	

(単位:千円・十人・歳)

	電話交換手		その他の技能労務職員		バス事業運転手	
	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数	平均給与月額	人数
～ 17	—	—	—	—	—	—
18 ～ 19	—	—	*	(5人未満)	—	—
20 ～ 24	219.8	(5人未満)	235.4	1	—	—
25 ～ 29	237.2	1	298.2	4	275.2	1
30 ～ 34	285.8	1	348.4	12	381.0	8
35 ～ 39	351.4	1	404.9	20	440.1	36
40 ～ 44	386.2	(5人未満)	440.2	20	490.3	62
45 ～ 49	466.2	1	469.9	16	528.2	48
50 ～ 54	463.6	1	494.5	16	561.9	22
55 ～ 59	475.5	3	506.5	26	609.9	11
60 ～ 64	—	—	—	—	—	—
65 ～	—	—	—	—	—	—
合計	398.1	7	443.3	115	500.1	188
平均年齢	45.8		45.8		43.9	

※ 人数については、十人単位(十人未満四捨五入)であり、1人以上5人未満の場合は「(5人未満)」とする。

※ 個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、平均給与月額及び平均年齢の欄をアスタリスク(*)とする。

(3) その他給与に関する事項

① 給料表

行政職給料表(二) … 別紙のとおり

② 諸手当(一般行政職と同様に支給)

手当の種類		手当の概要(平成19年)
原則として毎月支給されるもの	地域手当	民間における賃金や物価等に関する事情を考慮して支給される手当 地域区分により給料、扶養手当、管理職手当の合計額の13%～0%
	扶養手当	扶養親族を有する職員に対して支給される手当 扶養親族により、扶養親族1人につき13,500円～5,000円
	住居手当	住居費の負担を勘案して支給される手当 扶養親族の有無により9,000円又は8,500円
	通勤手当	通勤のために要する運賃等の実費弁償を主旨として支給される手当 原則6ヵ月定期券価額を支給(1ヵ月当たりの支給限度額55,000円)
	その他	管理職手当、初任給調整手当等 (技能労務職員においては該当なし)
勤務実績に応じて支給されるもの	超過勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員又は週休日の変更に伴い1週間の法定労働時間を超えて予め週休日とされた日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務時間に応じて支給される手当
	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した時に支給される手当 代表的な手当: 交替制勤務者等業務手当、と畜解体作業等業務手当、放射線・有害物等取扱業務手当
	その他	夜勤手当、宿日直手当等
給一定れる期の支	期末・勤勉手当	民間における賞与等の特別給に相当するものとして支給される手当 期末手当・・・在職期間に応じて支給(3.50月) 勤勉手当・・・勤務成績に応じて支給(0.95月)
	退職手当	退職時に支給される一時金

③ 昇給制度(一般行政職と同様に運用)

ア 昇給の時期

年一回、原則として4月1日

イ 昇給幅

毎年の勤務成績に応じ下記のとおりとする。

- ・前年度末年齢55歳未満の者…最上位:6号給、上位:5号給、標準:4号給、下位:3号給
- ・前年度末年齢55歳以上の者…最上位:3号給、上位:2号給、標準:1号給、下位:昇給なし

2 基本的な考え方

都の技能労務職員の給与制度については、平成7年度に任用制度と合わせ抜本的な見直しを実施し、現行給料表の枠組みを構築した。しかしながら、見直し後10年以上が経過しており、この間、民間企業においては、年功的要素を縮小し、職務・職責に基づいた給与体系へと一層の転換を図っており、また、経営改革を進める中で、更なる外部委託化の促進等による業務の効率化や人件費の抑制を行ってきた。

一方、平成19年7月には総務省が地方公共団体の現業系職員の平均給与月額と同種の民間企業従業員のデータとの比較調査結果を公表し、併せて各自治体に情報開示の徹底と具体的な見直しを求めるなど、技能労務職員の給与水準の妥当性が改めて厳しく問われている。

こうした状況の変化を踏まえ、技能労務職員の給与制度については、その決定基準を定めた地方公営企業法第38条第3項の趣旨に基づき、真に都民の理解と納得を得られるよう、抜本的な見直しを行う必要がある。

地方公営企業法第38条第3項

企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種为国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

3 具体的な取組内容

(1) 見直しの方向

- ① 国の行政職俸給表(二)適用職員や、都内類似の民間企業従業員の給与水準を踏まえ、少なくとも国並みの水準と均衡するよう給料表の再構築を図る。
- ② 国や民間企業の動向を踏まえ、年功的な給与の伸びを抑制するため、昇給カーブの一層のフラット化を図る。
- ③ 職務・職責をより一層反映した給与制度への見直しを図る。

(2) 見直しの時期

平成20年に解決を図る。

(参考) これまでの取り組み内容

① 給料水準の見直し

年度	平均改定率	実施時期
平成15年度	△0.80%	平成16年1月1日
平成16年度	±0.00%	-
平成17年度	△0.85%	平成18年1月1日
平成18年度	△0.31%	平成19年1月1日
平成19年度	△0.07%	平成20年1月1日

② 任用給与制度の見直し

- ・ 枠外昇給制度の廃止【平成18年3月31日実施】
- ・ 55歳昇給抑制措置の導入【平成18年4月1日実施】
- ・ 特殊勤務手当の見直し(清掃業務従事職員特殊勤務手当の廃止、危険現場等作業手当の支給額の引下げ、交替制勤務者等業務手当のうち土日勤務や準夜勤務にかかる区分の廃止、月額支給手当の日額化、等)【平成18年10月1日実施】
- ・ バス事業現業系職員給料表の見直し(10%引下げ)【平成19年4月1日実施】
- ・ 給与構造改革の実施【平成18年度～平成22年度】

4 その他(事務事業の見直し)

事務事業の見直し等については、技能労務職員の退職動向を踏まえ、適宜、実施していく。